

2017年度点検・評価シート

※下記の指摘事項、課題を踏まえて、Ⅱ点検・評価 Ⅲ【達成目標】欄を記述してください。

(進捗状況を【現状説明】に記述し、必要に応じて新たに【目標】を設定する。)

<p>2016年度大学評価（認証評価）結果指摘事項</p> <p><概評></p> <p>教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、「学校法人大東文化学園自己点検・評価推進委員会」と「大東文化大学自己点検・評価委員会」が責任主体となり検証しているが、検証の過程において、学生への周知に関する有効性を検証できていないとしており、周知に向けた今後の検討を期待したい。</p>
<p>2016年度外部評価委員会指摘事項</p>
<p>前年度からの課題（2016年度点検・評価シート IV次年度への課題 より転記）</p> <p>中期目標、「4-1-1,4-1-2 上記両ポリシーを具体化する基準の明確化および検証」については、上記のようにカリキュラム・ポリシーの「具体化」は困難であるとおもわれるので、例えば、ディプロマ・ポリシーを達成するための手段としてのカリキュラム・ポリシーの適切性を検証するなどの目標に変更する必要があると思われます。</p>

I 評価項目・担当部局

対象部局	法学研究科
評価基準 4	教育内容・方法・成果
中項目 4-1	教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針 【自己評定 S】
点検・評価項目(1)	4-1-1 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。
評価の視点	学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示 教育目標と学位授与方針との整合性 修得すべき学習成果の明示
点検・評価項目(2)	4-1-2 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。
評価の視点	教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示 科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示
点検・評価項目(3)	4-1-3 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。
評価の視点	周知方法と有効性 社会への公表方法
点検・評価項目(4)	4-1-4 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。
評価の視点	責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。

II 点検・評価 対象期間は2016年4月～2017年5月までとする。(教員数、学生数などのデータの基準日は2017年5月1日)

【点検・評価項目ごとの現状説明】

4-1-1	<p>法学研究科は、研究科の教育研究上の目的に基づいて、以下のように学位授与方針を定めている。</p> <p>博士課程前期課程は、所定の単位を修得し、提出した修士論文が専攻内規に則り審査のうえ合格と認められた者に対して、以下のような能力を備えていると判断し、修士（法学）または修士（政治学）の学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法学および政治学における高度の専門知識を駆使する能力を持っている。 2. 資料・情報を収集し分析したうえで法学および政治学に関連した問題点を抽出できる能力を持っている。 3. 法学および政治学の研究を通じて社会に対する深い洞察力と正義観を養い、以て社会の諸問題の解決にあたる能力を持っている。 4. 法学および政治学における専門家としての高度な専門性と応用力を基礎に、広い視野に立って研究を深める能力を持っている。 <p>博士課程後期課程は、所定の単位を修得し、提出した博士論文が専攻内規に則り審査のうえ合格とされた者に対して、下記のような能力を備えていると判断し、博士（法学）または法学（政治学）の学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 前期課程での研究成果を踏まえ、法学および政治学についての高度な専門知識を修得し、応用する能力を持っている。 2. 主体的に研究課題を定めて、独創的な視点で研究を計画的に進める能力を持っている。 3. 法学および政治学の分野における研究成果を博士論文として作成でき、かつ社会の多様な要請に応える自立的な研究者
-------	--

	<p>として研究を遂行する能力を持っている。</p> <p>4. 法学および政治学における高度の専門知識を修得し、高等教育機関等で学ぶ多様な問題関心をもつ学生に対して、教員として専門的なスキルをもって教育にあたる能力を持っている。</p> <p>法学研究科の学位授与方針については、教育目標との整合性について 2016 年度の自己点検・評価時においても、各専攻協議会、研究科委員会で定期的に検証を行っている。一方で学位授与方針を具体化する基準についての議論は開始がされなかった。</p>
4-1-1	<p>以下の評価の視点について、新たな取組の有無、または、継続している取組の成果の有無を【 】内に○・×で記入し、○の場合はその内容と結果を記述してください。</p> <p>学位授与方針の策定について【×】</p> <p>具体的事例：</p>
4-1-2	<p>法学研究科の教育課程の編成・実施方針は、以下のように明文化し、大学院案内やホームページなどに公表している(A4-1-5 p.0～p.1、B4-1-2)。</p> <p>博士課程前期課程は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、研究者としての能力を有し、高度の職業人としての専門知識を駆使できる人材を養成するために、下記のような方針で教育課程（カリキュラム）を編成している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両専攻とも学ぶ者のニーズに対応したメニュー、科目編成を用意している。院生は自分の専攻する専門科目と隣接・関連する領域の科目を履修する。 2. 法学専攻では、各専門領域を学問として探究することから各種資格試験受験の準備に役立てることまでを、政治学専攻では、地方政治という地域社会に焦点をあてた科目から世界レベルでの政治を学ぶ科目までを、それぞれ開講している。 <p>博士課程後期課程は、ディプロマ・ポリシーに基づき、研究者としての能力を有し、高度の職業人としての専門的知識を修得し応用できる人材を養成するために、下記のような方針で教育課程（カリキュラム）を編成している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究指導科目と授業科目を系統的に配置する。 2. 具体的な編成は、両専攻において方針を定める。 3. 大東法政論集などの学術雑誌での論文発表、学会での研究報告などを通じて自身の研究活動を社会に発信するほか、指導教員の下で博士論文を作成し、研究活動のまとめを行う。 <p>なお、2007 年度より経済学研究科経済学専攻と法学研究科政治学専攻が連携し、「公共政策学専修コース」を開設した。ここではスキルアップを目指す現職公務員や公務員志望の学部卒業生を念頭に置き、政治学と経済学の基本的な科目を履修できるような教育課程を編成している（A4-1-5 p.18）。</p> <p>法学研究科の教育課程の編成・実施方針の適切性については、教育目標・学位授与方針との整合性について 2016 年度の自己点検・評価時においても、各専攻協議会、研究科委員会で定期的に検証を行っている。一方で教育課程の編成・実施方針を具体化する基準についての議論は開始がされなかった。</p>
4-1-2	<p>以下の評価の視点について、新たな取組の有無、または、継続している取組の成果の有無を【 】内に○・×で記入し、○の場合はその内容と結果を記述してください。</p> <p>(1) 教育課程の編成・実施方針の策定について【×】</p> <p>具体的事例：</p> <p>(2) 科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示について【×】</p> <p>具体的事例：</p>
4-1-3	<p>法学研究科および各専攻におけるディプロマポリシー、カリキュラムポリシーは大学院案内、ホームページ上で公表され、大学構成員に周知がなされるとともに、社会に対して公表されている。また、2014 年には、法学研究科の教員に対して各ポリシーの周知度を測るアンケートが実施された。また、2016 年度には本研究科所属専任教員に対して、「シラバス」に講義内容等を記載する時に、法学研究科の理念・目的を意識しているか否かをアンケート調査し、2017 年 3 月 1 日開催の研究科委員会において、その結果が報告された。</p>
4-1-3	<p>以下の評価の視点について、新たな取組の有無、または、継続している取組の成果の有無を【 】内に○・×で記入し、○の場合はその内容と結果を記述してください。</p> <p>(1) 大学構成員への周知方法と、その有効性について【○】</p> <p>具体的事例：本研究科所属専任教員に対して、「シラバス」に講義内容等を記載する時に、法学研究科の理念・目的を意識しているか否かをアンケート調査し、2017 年 3 月 1 日開催の研究科委員会において、その結果が報告された。</p> <p>(2) 社会への公表方法について【×】</p> <p>具体的事例：</p>
4-1-4	<p>法学研究科の教育目標、学位授与方針、および教育課程の編成・実施方針の適切性については、毎年度の自己点検・評価において、各専攻協議会、研究科委員会で定期的に検証を行っている(B4-1-6、B4-1-10)。</p>
4-1-4	<p>以下の評価の視点について、新たな取組の有無、または、継続している取組の成果の有無を【 】内に○・×で記入し、○の場合</p>

	<p>合はその内容と結果を記述してください。</p> <p>教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の検証に関する責任主体・組織、権限、手続きについて【×】 具体的事例：</p>
--	---

【効果が上がっている事項】

4-1-1	
4-1-2	
4-1-3	
4-1-4	

【改善すべき事項】

4-1-1	
4-1-2	
4-1-3	
4-1-4	現状に照らして、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーが最適かどうか、各専攻協議会および、研究科委員会において継続して検証を行っていく。

III 【達成目標】 目標の進捗状況は、「S：完全に達成」「A：概ね達成」「B：やや不十分」「C：不十分」で、評価する。

達成目標		目標達成の指標となるもの		評価				
				2014	2015	2016	2017	2018
中期目標 (2014～ 2018)	4-1-4 現状に照らして、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーが最適かどうか継続して検証を行う。	4-1-4 専攻協議会、研究科委員会においてディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーが最適化されているかどうか毎年度検証されている	→			-	S	
	4-1-1,4-1-3 ディプロマ・ポリシーの検証および最適化 (削除理由) 検証を継続的に行う旨である為、4-1-4 の項目として扱う為。	専攻協議会、研究科委員会においてディプロマ・ポリシーの周知度や最適化が検証されている。	→			A		
	4-1-2,4-1-3 カリキュラム・ポリシーの検証および最適化 (削除理由) 検証を継続的に行う旨である為、4-1-4 の項目として扱う為。	専攻協議会、研究科委員会においてカリキュラム・ポリシーの周知度や最適化が検証されている。	→			A		
	4-1-1,4-1-2 上記両ポリシーを具体化する基準の明確化および検証 (削除理由)カリキュラムポリシーの具体化は困難である為。	専攻協議会、研究科委員会において学位授与に関する内規などの明確な基準及び教育課程の編成・実施の方針に関する内規などの明確な基準が策定されている。	→			B		
16年度 目標	4-1-1,4-1-2 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを具体化する基準の明確化および検証を開始する。	専攻協議会、研究科委員会においてディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを具体化する基準について議論が開始されている。				B		
17年度 目標	(対象期間は2017年4月～2018年3月) 4-1-1,4-1-2,4-1-3 4-1-4 現状に照らして、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーが適切かどうかの検討を継続して行う。	専攻協議会、研究科委員会において、現状に照らして、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーが適切かどうかについて議論が行われている。					S	

IV 評価専門委員所見

<p>4-1-3【現状】(1)は取組またはその成果有(O)とし、具体的事例も明記されています。</p> <p>4-1-4【目標】17年度目標の取組みに期待します。</p>

V 所見への対応

--

VI 次年度への課題

--

本項目の根拠資料（データ類、裏付けとなる資料）

A4-1-2	大東文化大学大学院学則	《既出》A1-2
A4-1-5	大東文化大学大学院案内 2016	A1-7
B4-1-2	大学ホームページ（情報公開）	http://www.daito.ac.jp/information/open/index.html 《既出》B1-6
B4-1-6	大学ホームページ（自己点検・評価活動）	http://www.daito.ac.jp/information/examine/inspection/index.html 《既出》B1-16
B4-1-10	平成 27 年度第 1 回法学研究科委員会議事録	
B4-1-12	大学データ集	《既出》B1-22
〔追加資料〕		